

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 20 年 8 月 7 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

フリガナ
カブシキガイシャ
株式会社
奈良県桜井市大字三輪963番地の3
フリガナ
トミヒロ
代表取締役 芹井 寿広 印
TEL 0744-42-6141
FAX 0744-45-5970
seri963@peach.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10 (水道法施行規則第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 7 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

奈良県桜井市大字三輪963番地の3

芹井設備工業株式会社

代表取締役 芹井寿広



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	セイイセリビゴロキヨラカフシキガイシャ 芹井設備工業株式会社		
住 所	奈良県桜井市大字三輪963番地の3		
フリガナ 代表者の氏名	セイイ トシヒロ 代表取締役 芹井寿広		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) 代表者の氏名	代表取締役 芹井伸夫	代表取締役 芹井寿広	令和2年6月7日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 8 月 7 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良県桜井市大字三輪963番地の3
芹井設備工業株式会社
代表取締役 芹井寿広 印

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県桜井市大字三輪963番地の3
 芹井設備工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-009374		
商号	芹井設備工業株式会社		
本店	奈良県桜井市大字三輪963番地の3		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	昭和63年4月1日		
目的	1. 上下水道工事、環境衛生施設工事及びこれらに関連する土木工事の設計、施工、監理、修理業務。 2. 各種ガスの管工事土木施工の業務。 3. 冷暖房器具、電気機械器具、装置および、これに関連する機械器具、装置の販売修理ならびに設置工事。 4. 土木建築請負およびその設計、施工。 5. 家庭電気品、家庭用ガス石油器具、その他家庭用機械器具および家庭用設備の販売、修理。 6. 上記各号に付帯関連する一切の業務。		
発行可能株式総数	800株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役	芹井伸夫	
			平成24年6月30日重任
			平成24年8月2日登記
	取締役	芹井伸夫	平成29年6月1日重任
		平成29年6月5日登記	

奈良県桜井市大字三輪963番地の3
 芹井設備工業株式会社

	<u>取締役</u>	<u>芹井寿広</u>	平成24年 6月30日重任
			平成24年 8月 2日登記
	取締役	芹井寿広	平成29年 6月 1日重任
			平成29年 6月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>芹井民江</u>	平成24年 6月30日重任
			平成24年 8月 2日登記
	取締役	芹井民江	平成29年 6月 1日重任
			平成29年 6月 5日登記
	取締役	芹井真弓	平成29年 6月 1日就任
			平成29年 6月 5日登記
	<u>奈良県桜井市大字三輪963番地の3</u> <u>代表取締役</u>	<u>芹井伸夫</u>	平成24年 6月30日重任
			平成24年 8月 2日登記
奈良県桜井市大字三輪963番地の3 代表取締役	芹井伸夫	平成29年 6月 1日重任	
		平成29年 6月 5日登記	
奈良県桜井市大字三輪995番地の2 代表取締役	芹井寿広	平成29年 6月 1日就任	
		平成29年 6月 5日登記	
<u>監査役</u>	<u>黒坂加予</u>	平成24年 6月30日重任	
		平成24年 8月 2日登記	
監査役	黒坂加予	平成29年 6月 1日重任	
		平成29年 6月 5日登記	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		
		平成29年 6月 5日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	

奈良県桜井市大字三輪963番地の3
芹井設備工業株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年8月5日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年8月18日

奈良地方法務局桜井支局

登記官

二 柿 正 直



定 款

芹井設備工業株式会社

(最終改正 平成19年6月22日)

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、芹井設備工業株式会社 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道工事、環境衛生施設工事及びこれらに関連する土木工事の設計、施工、監理、修理業務。
2. 各種ガスの管工事土木施工の業務。
3. 冷暖房器具、電気機械器具、装置および、これに関連する機械器具、装置の販売修理ならびに設置工事。
4. 土木建築請負およびその設計、施工。
5. 家庭電気品、家庭用ガス石油器具、その他家庭用機械器具および家庭用設備の販売、修理。
6. 上記各号に付帯関連する一切の業務。

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県桜井市に置く。

(公告をする方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

- ② 当社の発行する株式の株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券及び1000株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて共同して会社に提出しなければならない。

- ② 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(印鑑等の届出)

第10条 株主又は登録質権者、その法定代理人又は代表者は、氏名・住所及び印鑑を届出なければならない。これを変更した時も同様とする。

- ② 当会社に提出する書面には、前項の印鑑を押さなければならない。

(株券の再発行)

第11条 株式の分割、併合又は株券の汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、2週間前までに公告して臨時に基準日を定めることができる。

(募集株式の発行)

第13条 当会社は、募集株式の発行に必要な事項の決定においては、株主総会の特別決議によってする。

- ② 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて、募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- ③ 株式の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故ある時は、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たり、取締役の全員に事故ある時は出席株主中から選任された者がこれに代わる。

(株主総会の決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を行使できる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第20条 当社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

② 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第21条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とし、また補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役の内から社長を選定し、また必要に応じて取締役の内から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

② 前項により、役付取締役を置いた時は、代表取締役社長は会社の業務を総括し、他の取締役は代表取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。

③ 代表取締役社長に事故ある時は、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の設置、招集権者及び議長)

第25条 当社には、取締役会を置く。

② 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故がある時は、予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができ、取締役全員の同意ある時は、招集手続を省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べた時は、決議を省略することができない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名又は記名押印又は電子署名する。

(役員報酬等)

第30条 取締役および監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第32条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して剰余金を配当する。

② 前項の場合には、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払義務を免れるものとする。なお、未払配当金に対しては利息を附さない。

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当会社の現行の定款に相違ありません。

令和
平成 2 年 8 月 19 日

奈良県桜井市大字三輪963番地の3

芹井設備工業株式会社

代表取締役 芹井 寿 広

